



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*67 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 5

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

(1) 地方税法の一部改正に伴い、猶予制度の見直しを行うこととしました。(第10条~第12条関係)

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第35条、第36条の7、第42条の2~第42条の2の3、第42条の4、第42条の6の2、第42条の15、第42条の19、第42条の24、第42条の25、第42条の27、第42条の27の3、第42条の30、第42条の35の6、第42条の43、第42条の44、第51条、第58条の10、第58条の16~第58条の18、第58条の27、第78条及び附則第8項~第10項関係)

2 施行期日

平成28年1月1日から施行します。ただし、1の(1)の改正は、平成28年4月1日から施行します。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第67号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第10条 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付又は納入させるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が次項の規定により通知された分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 知事は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 知事は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

第10条の次に次の3条を加える。

（徴収猶予の申請手続等）

第10条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第4号までに掲げる事項
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号及び第3号に掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類その他規則で定める書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (職権による換価の猶予の手続等)
- 第10条の3 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予期間の延長に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。)をその猶予をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月。以下同じ。)に分割して納付又は納入させるものとする。この場合において、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。
- 2 第10条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- (申請による換価の猶予の申請手続等)

第10条の4 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予期間の延長に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月。以下同じ。）に分割して納付又は納入させるものとする。この場合において、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

3 第10条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第10条の2第1項第2号から第4号までに掲げる事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第10条の2第2項第2号及び第3号に掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第10条の2第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

第11条及び第12条を次のように改める。

(担保を徴する必要がない場合)

第11条 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第12条 削除

第35条第2項第1号中「及び名称」を「、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）」に改める。

第36条の7第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 届出者の所在地、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）

第42条の2第1項第1号及び第42条の2の2第2項第1号中「及び名称」を「、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）」に改める。

第42条の2の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び名称」を「、名称及び法人番号（法人番号を有

しない者にあつては、所在地及び名称）」に改める。

第42条の4第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第42条の6の2第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第42条の15第6項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第42条の19第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第42条の24第6項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第42条の25第2項第1号、第42条の27第2項第1号、第42条の27の3第3項第1号及び第6項第1号、第42条の30第3項第1号、第42条の35の6第1号、第42条の43第2項第1号、第42条の44第2項第1号、第51条第3項第1号及び第7項第1号、第58条の10第2項第1号ア、第2号ア及び第3号ア、第58条の16第1号並びに第58条の17第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第58条の18第1項第1号及び第2項第1号中「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）」を加える。

第58条の27第2項第1号及び第78条第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第10条の次に3条を加える改正規定並びに第11条及び第12条の改正規定については、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第10条、第10条の2及び第11条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」と

いう。) 第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条の3及び第11条(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第10条の4及び第11条(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(県民税に関する経過措置)

5 新条例第35条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する同条第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の和歌山県税条例(以下「旧条例」という。)第35条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

6 新条例第36条の7第1項第1号の規定は、施行日以後に提出する同条第1項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧条例第36条の7第1項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

7 新条例第42条の2第1項第1号、第42条の2の2第2項第1号、第42条の2の3第1項第1号及び第2項第1号、第42条の4第1項第1号並びに第42条の6の2第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第42条の2第1項若しくは第42条の4第1項に規定する事業開始申告書又は第42条の2の2第2項、第42条の2の3第1項若しくは第2項若しくは第42条の6の2第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の2第1項若しくは第42条の4第1項に規定する事業開始申告書又は第42条の2の2第2項、第42条の2の3第1項若しくは第2項若しくは第42条の6の2第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

8 新条例第42条の15第6項第1号、第42条の19第1号、第42条の24第6項第1号、第42条の25第2項第1号、第42条の27第2項第1号、第42条の27の3第3項第1号及び第6項第1号、第42条の30第3項第1号並びに附則第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第42条の15第6項、第42条の19若しくは第42条の24第6項に規定する申告書、第42条の25第2項、第42条の27第2項、第42条の27の3第3項若しくは第6項、第42条の30第3項又は附則第8項若しくは第10項に規定する申請書又は附則第9項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の15第6項、第42条の19若しくは第42条の24第6項に規定する申告書、第42条の25第2項、第42条の27第2項、第42条の27の3第3項若しくは第6項、第42条の30第3項又は附則第8項若しくは第10項に規定する申請書又は附則第9項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

9 新条例第42条の35の6第1号の規定は、施行日以後に提出する同条に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の35の6に規定する申請書については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

10 新条例第42条の43第2項第1号の規定は、施行日の属する月分以後の月分の同条第2項に規定するゴ

ゴルフ場利用税納入申告書について適用し、施行日の属する月の前月分以前の月分の旧条例第42条の43第2項に規定するゴルフ場利用税納入申告書については、なお従前の例による。

- 11 新条例第42条の44第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同条第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の44第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 12 新条例第51条第3項第1号及び第7項第1号の規定は、施行日以後に提出する同条第3項に規定する申告書又は同条第7項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第51条第3項に規定する申告書又は同条第7項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 13 新条例第58条の10第2項第1号ア、第2号ア及び第3号ア、第58条の16第1号、第58条の17第1項第1号、第58条の18第1項第1号及び第2項第1号並びに第58条の27第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第58条の10第2項、第58条の16、第58条の17第1項、第58条の18第2項若しくは第58条の27第2項に規定する申請書又は第58条の18第1項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧条例第58条の10第2項、第58条の16、第58条の17第1項、第58条の18第2項若しくは第58条の27第2項に規定する申請書又は第58条の18第1項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(鉱区税に関する経過措置)

- 14 第78条第1号の規定は、施行日以後に提出する同条に規定する鉱区税申告書について適用し、施行日前に提出した旧条例第78条に規定する鉱区税申告書については、なお従前の例による。